

市民税・県民税（住民税）のお知らせ

市民税・県民税と所得税の申告受付が、令和2年2月17日（月）から始まります。3月16日（月）の申告期限間近になると大変混雑しますので、早めの申告をお願いします。

1. 市民税・県民税申告会場のご案内

日 程（土日祝を除く）	会 場	時 間
令和2年 2月17日（月） ～3月16日（月）	柏市役所 本庁舎1階ロビー	午前9時～11時30分 及び 午後1時～4時
令和2年 3月 2日（月） ～3月16日（月）	沼南支所 第2庁舎1階 ※沼南支所については各日先着 100名までとさせていただきます。	※混雑の状況により <u>早めに受付 を終了する場合があります。</u>

各種手続き、ピザの更新等で証明書が必要な場合も必ず3月16日（月）までに申告してください。

（注意）上記の会場では原則、所得税の確定申告は相談・受付できません。公的年金収入のある簡易な申告の方に限ります。

○来場前に確認を！

- ・例年、大変混み合いますので、お時間に余裕を持ってお越しください。
- ・各申告会場は、駐車場に限りがありますので、なるべく公共交通機関をご利用ください。
- ・市民税・県民税の申告に来場する場合は、会場で作成しますので、事前に申告書を作成する必要はありません。必要書類・印鑑等を忘れずにお持ちください。
- ・平成28年分から所得税の確定申告や市民税・県民税申告にはマイナンバー（個人番号）の記載が必要になりました。番号確認書類（通知カード等）と本人確認書類（運転免許証等の身分証明書）を持参してください。
また、提出者の方だけでなく、控除対象配偶者や扶養親族の方などのマイナンバーの記載も必要になります。
- ・市民税・県民税の申告書をご自身で作成する場合は、郵送でご提出ください。完成した市民税・県民税申告書の収受（受付）・お預かりは会場で受け付けますが、内容の確認はしません。

税理士会による確定申告の無料相談（定員制）のご案内

と き と ころ

令和2年1月29日（水）＝東葛テクノプラザ（定員：250人）
令和2年1月30日（木）＝高柳近隣センター（定員：250人）
令和2年1月31日（金）＝リフレッシュプラザ柏（定員：250人）
令和2年2月3日（月）・4日（火）＝光ヶ丘近隣センター（定員：両日250人）
令和2年2月7日（金）＝ひまわりプラザ（沼南近隣センター）（定員：250人）
※開場時間：午前9時30分～午後3時30分
※整理券の配布：午前8時30分から
※各会場の駐車スペースには限りがありますので、お車での来場はご遠慮ください。
（一部の会場は有料）
※今年度はリフレッシュプラザ柏・東葛テクノプラザでも開催いたします。

内 容

給与・公的年金所得等収入がある方の簡易な確定申告書の作成・受付（その他の申告は直接税務署へ）
※完成した確定申告書の収受（受付）は行いません（提出ボックスもありません）。郵送するか、柏税務署へ提出してください。

市民税・県民 税の申告につ いて

- ・市民税・県民税の申告に来場された場合でも整理券が必要です。また、確定申告の方も含め、すべての方に先着順で相談をお受けいただきますので、あらかじめご了承ください。
- ・完成した市民税・県民税申告書の収受（受付）・お預かりは行いません。返信用封筒をご利用になり、柏市役所へ郵送してください。

詳しくは
広報かしわ
1月15日号・
柏市ホームページ
をご覧ください

2. 申告前の確認事項

○年金所得者の確定申告不要制度

公的年金等収入が400万円以下で、かつ、公的年金等以外の所得が20万円以下の方は確定申告が不要です。ただし、医療費控除などの各種控除を追加することにより源泉徴収された所得税が納めすぎとなった場合には、確定申告により所得税の還付を受けることができます。

また、確定申告を要しない場合でも、公的年金等の源泉徴収票の内容以外に各種控除の追加がある方は、市民税・県民税の申告が必要です。申告がない場合は、源泉徴収票の内容で市民税・県民税を算定します。

※外国で支払われる年金を有する方については、上記制度の対象外となりますので確定申告していただく必要があります。詳しくは税務署にお尋ねください。

○収入がなかった方の市民税・県民税申告

平成31年1月1日から令和元年12月31日までの1年間に収入がなかった方や遺族年金・障害年金のみを受給されている方は、原則として申告の義務はありません。ただし、申告されない場合、以下の点にご注意ください。

- ◆住民税に関する証明書（所得証明書など）の交付がされません
- ◆国民健康保険料・介護保険料・児童手当・障害年金・その他の助成制度などの算定に影響が出る場合があります
- ◆後日、申告されていない旨の通知をさせていただくことがあります

○医療費控除を受ける方

前年中の1年間にお支払いされた治療費・薬代・交通費等（セルフメディケーション税制を選択した場合は、スイッチOTC医薬品の購入費用）の総額及び補填された金額（※1）等の総額をあらかじめ計算し、明細書（※2）を持参の上、ご来場ください。計算が済んでいないと、申告を受付できない場合があります。明細書の様式は、国税庁・柏市のホームページからダウンロードできます。

※1 経過措置として令和2年度までの市民税・県民税の申告については、領収書の添付又は提示によることもできます。

※2 補填された金額とは…生命保険契約等で支給される入院給付金や健康保険などで支給される高額療養費・家族療養費・出産育児一時金などの金額です。

来年度以降は領収書の添付又は提示ではなく、明細書の添付が必須になりますので、ご注意ください。

医療費控除の対象となるものは、治療にかかった費用であり、予防や健康増進目的の費用は含めることができません。そのため、インフルエンザ等の予防接種や人間ドックを含む健康診断の費用等は、医療費控除の対象とはなりませんので、ご注意ください。

○住宅ローン控除の適用を受ける方

所得税の住宅ローン控除を受け、所得税において控除しきれなかった住宅ローン控除可能額がある方は、一定の金額を住民税から税額控除します。

平成31年～令和元年12月に入居し、初めて住宅ローン控除を受ける方は、柏税務署での確定申告が必要です。確定申告をもって住民税の住宅ローン控除の適用手続がされたものとなります。

・注意

確定申告第2表「特例適用条文等」の欄に必ず居住開始年月日等をご記入ください。特定取得に該当する場合は居住開始年月日の末尾に（特定）と記入してください。記入漏れにより、適用されないことがありますのでご注意ください。

3. 申告でよくある誤りについて

- 配偶者の年金収入や、配偶者の年金から差し引かれている介護保険料等を含めて申告している。
⇒税金の申告は、各個人がするものです。ご自身の年金収入に配偶者の年金収入を含める必要はありません。反対に配偶者の年金から差し引かれている介護保険料等を、自分の社会保険料控除に追加することはできません。
- 医療費控除額を計算する際に、所得が200万円未満でも支払額から10万円を差し引いている。
⇒支払額から10万円を差し引くのは、所得が200万円以上の方になります。所得が200万円未満の方は、支払額から「所得の5%」を差し引きます。
- 年末調整で住宅ローン控除を申告・適用している方が、住民税申告書で控除等を追加している。
⇒住宅ローン控除の適用がある方が住民税の申告で控除等を追加すると、正しく税額を計算することができません。控除等を追加する場合は、所得税が0円でも、所得税の確定申告をしてください。

4. 申告方法について

○便利です！「住民税申告書作成コーナー」

市民税・県民税の申告書は、手書きだけでなく、柏市ホームページ内の「住民税申告書作成コーナー」から作成することができます。作成した申告書は、印刷し、そのまま提出することができます。

また、作成した内容について、令和2年度の市民税・県民税を試算することができます。

柏市ホームページ（<http://www.city.kashiwa.lg.jp/>）で「住民税申告書作成コーナー」と検索してください。

<ご利用いただける方>

次の所得のみの方又は所得がなかった方は、当コーナーをご利用いただけます。

- ①給与 ②公的年金等 ③その他の雑所得 ④一時所得 ⑤配当

◆注意

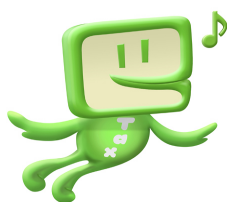
- 住宅ローン控除を受けている方は、ご利用いただけません。
- 申告書を提出する際は、源泉徴収票や支払調書等の収入がわかる資料、各種控除の控除証明書や領収書を併せて提出してください。
- 平成28年分から所得税の確定申告や市民税・県民税申告にはマイナンバー（個人番号）の記載が必要です。申告の際には、番号確認書類（通知カード等）と本人確認書類（運転免許証等の身分証明書）の写しを添付してください。また、提出者の方だけでなく、控除対象配偶者や扶養親族の方などのマイナンバーの記載も必要になります。

5. 柏税務署から確定申告のお知らせ

柏税務署では、確定申告書作成会場を令和2年2月17日（月）～3月16日（月）まで開設します。なお、税務署の駐車場は4月中旬まで使用できませんので、ご了承ください。

※土・日を除きます。ただし、2月24日（月）及び3月1日（日）は開設します。

日曜開設日には、国税の領収・電話相談・納税証明書の発行等はいりません。



e-Tax

確定申告書は、自宅等でも作成できます

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください

※電子証明書の有効期間は、手続きの日から3年間ですのでご注意ください

詳しくは、

6. 令和2年度から適用される個人住民税の主な税制改正

・ふるさと納税制度の見直し

地方税法等の一部を改正する法律の成立により、令和元年6月1日以降、ふるさと納税に係る指定制度が創設されました。総務大臣が一定の基準に適合した地方団体をふるさと納税（特例控除）の対象として指定します。

この改正により、令和元年度6月1日以降、指定対象外の団体に対して支出された寄附金については対象外となります。

※個人住民税に係る寄附金税額控除の特例控除部分については対象外となりますが、所得税の所得控除及び個人住民税の基本控除部分については対象となります。

・住宅借入金等特別税額控除の拡充

令和元年10月1日～令和2年12月31日までの間に居住の用に供した住宅の取得等をした場合（特別特定取得）について、住宅ローン控除の適用期間が10年間から13年間と3年間延長されました。（消費税率10%ではない住宅取得等については適用されません。）

11年日以降の3年間については、次のいずれか少ない金額が控除されます。

- ①建物購入額（消費税分を除く）の2% / 3
- ②住宅借入金等の年末残高の1%

※所得税額から控除しきれない額については、改正前の制度と同じ控除限度額（所得税の課税総所得金額等の7%（最高136,500円））の範囲で個人住民税から控除されます。なお、建物購入価格、住宅ローン年末残高の控除対象限度額は現行と同水準です。

＜ご注意ください＞

確定申告書及び確定申告関係書類の配布は行いません

例年、柏市の各近隣センター等にて配布を行っておりました確定申告書及び確定申告関係書類について、今年度から配布を行いません。

＜配布を行わない理由＞

国が電子申告の推奨を進める中、年々配布する申告書の数量が減少しておりました。また、電子申告や国税庁ホームページから作成いただいた申告書も増加していることから、市は今年度から申告書の配布は行わないこととしました。御容赦くださるよう御理解をお願いいたします。なお、確定申告書及び確定申告関係書類が必要な場合は、1月以降に直接柏税務署までお問い合わせいただき、ご対応いただくようお願いいたします。

柏税務署：04-7146-2321

※市民税・県民税申告書は例年どおり配布を行います。

市・県民税のお問い合わせは

柏市役所 財政部市民税課

〒277-8505 柏市柏5丁目10番1号
電話 04-7167-1111（代表）

所得税(確定申告)のお問い合わせは

柏税務署

〒277-8522 柏市あけぼの2丁目1番30号
電話 04-7146-2321（代表）